

愛媛県八幡浜庁舎環境衛生管理業務仕様書

建築概要

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 建築物名称 | 愛媛県八幡浜庁舎 |
| (2) 建築物所在地 | 愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号 |
| (3) 延床面積 | 10,224.98㎡ |

業務の内容

- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則第1章第5条に基づき、甲に対して建築物環境衛生管理技術者を選任するものとする。
 - 乙は、建築物環境衛生管理技術者を1名選任し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく下記事項について、庁舎の環境衛生維持管理に関する業務を全般的に監督する。
 - 管理業務計画の立案
 - 管理業務の指揮監督
 - 建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査の評価
 - 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施
 - 帳簿書類の備え付け
- 空気環境の測定業務
 - 空気環境測定実施者は、施行規則第1章第3条に基づき、2か月に1回空気環境測定を実施し、測定後報告書を提出する。
 - 測定ポイントは、庁舎内各階1ポイントずつ合計7ポイントとする。
 - 測定時間及び回数は、1ポイントあたり2回、始業1時間後、就業中の午後に測定する。
 - 測定日の決定にあたっては、事前に甲の了解を得ることとし、特に事務室内では、就業の妨げにならないよう注意して行うものとする。
 - 測定項目に関しては、次のとおりとする。
 - 専用探知管方式による一酸化炭素（CO）測定
 - 専用探知管方式による二酸化炭素（CO₂）測定
 - 0.2メートル毎秒以上の気流測定可能な微風速計による気流の測定
 - 粉塵計による浮遊粉塵の測定（ただし更生済みのものを使用）
 - 0.5度目盛の温湿度計による温度、湿度の測定
 - 測定終了後、甲に対して速やかに測定結果報告書を提出し、甲の確認を得るものとする。

3 ねずみ、衛生害虫の駆除

- (1) ねずみ、衛生害虫の防除作業者は、施行規則第1章第4条の5第2項1号に基づき、6か月以内ごとに1回定期的にかつ統一的に実施する。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者は、1か月に1回庁舎内外の巡回点検調査を行い、ねずみ、衛生害虫の発生状況を把握し、状況に応じて随時駆除するものとする。
- (3) 駆除方法は、衛生害虫に関して直接噴霧方式若しくはミスト方式によるものとし、ねずみに関しては、粘着テープ若しくは毒餌等を用いた防除を行う。ただし、作業実施前に、乙は甲に対してその駆除方法を事前に通告、了解を得るものとし、また作業中及び作業終了後は、庁舎の人、機械器具、備品類等に害等を及ぼさないよう万全の配慮をするものとする。
- (4) 作業終了後、甲に対して速やかに実施報告書を提出し、甲の確認を得るものとする。

4 残留塩素測定及び薬注装置の点検・調整

- (1) 建築物環境衛生管理技術者は、施行規則第1章第4条7に基づき、1週間以内に1回残留塩素の測定を行うものとする。
- (2) 水道栓末端部より水を採取し、残留塩素測定器にて測定し、水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1 PPM（結合残留塩素の場合は0.4 PPM）以上に保持しなければならない。
- (3) 測定の結果、異常のある場合は直ちに甲に報告するものとし、その他は2か月に1回測定結果報告書を甲に提出し、確認を得るものとする。
- (4) 測定の結果が(2)の基準値以下の場合、薬注装置の点検・調整を行うものとする。

5 水質検査

- (1) 建築物環境衛生管理技術者は、施行規則第1章第4条3に基づき、水質検査を実施するものとする。
- (2) 水道栓末端部より水を滅菌容器に採取し、速やかに検査を行う。
- (3) 検査項目（6ヶ月以内ごとに1回、

ただし、ア～オ及びa～gについては1年に1回（6月1日から9月30日までの間）

（A～Eについては検査結果に異常がない場合は1年に1回でよい）

- ① 一般細菌
- ② 大腸菌
- ③ 亜硝酸態窒素
- ④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤ 塩化物イオン
- ⑥ 全有機炭素
- ⑦ PH値
- ⑧ 味
- ⑨ 臭気

- ⑩ 色度
- ⑪ 濁度
- ア クロロホルム
- イ ジブロモクロロメタン
- ウ ブロモジクロロメタン
- エ ブロモホルム
- オ 総トリハロメタン
- A 鉛
- B 亜鉛
- C 鉄
- D 銅
- E 蒸発残留物
- a シアン
- b クロロ酢酸
- c ジクロロ酢酸
- d 臭素酸
- e トリクロロ酢酸
- f ホルムアルデヒド
- g 塩素酸

(5) 検査終了後、乙は報告書を甲に提出し、甲の確認を得るものとする。

6 貯水槽の清掃

受水槽 1 2.5 m³× 2 個

高置水槽 8.0 m³× 1 個

上記貯水槽の清掃を年 1 回実施するものとする。

7 支給品

なし

消耗品、雑材料、工具、測定器、その他業務に必要な器材、物品等は乙が調達するものとする。

8 一般的事項

- (1) 受託業務は、必要に応じて愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室職員立会のうえて実施すること。
- (2) 受託業務の実施について、受託者は、愛媛県八幡浜庁舎の運営に支障のないよう事前に愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室と協議し、承認を得るものとする。
- (3) 建築物環境衛生管理技術者は、前述の測定結果報告書を 5 年間保存するものとし、甲の要請により随時提出するものとする。